

## 測量法

### 1. 案内情報

手続名	: 測量士試験
手続根拠	: 測量法第50条第5号、53条、同施行令第21条、22条、23条、同施行規則第10条
手続対象者	: 試験を受けようとする者
提出時期	: 官報公告による
提出方法	: 測量士試験受験願書を作成し、受験料を収入印紙により貼付し国土地理院総務部総務課へ提出して下さい
手数料	: 有り
添付書類・部数	: 履歴書及び写真・1部
申請書様式	: 測量士試験受験願書
記載要領・記載例	: 受験願書に添付又は提出先の総務部総務課試験登録係へお問い合わせ下さい

### 2. 窓口情報

提出先	: 総務部総務課試験登録係0298-64-4151, 4265
受付時間	: 8時30分から17時
相談窓口	: 総務部総務課試験登録係

### 3. 手続情報

審査基準	: 測量法施行令第17条、20条
標準処理時間	:
不服申立方法	: